

職員の懲戒処分の公表について

職員の懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

・事案の概要

消防署勤務の職員が、担当していた事務局の口座（準公金）及び職員の任意団体の口座から出金し私的に流用、また当該団体に関する収入があっても口座に入金せず、収入の一部を私的に流用したことが10月28日に発覚したものです。

私的流用金額については、準公金が237,600円、職員の任意団体に関するものが585,332円の合計822,932円であります。なお、私的に流用した金額は全額弁済されています。

・被処分者

職名	年齢	性別	処分内容	非違行為等
主任	30代	男	免職	横領
課長	50代	男	減給（10分の1、1か月）	管理監督責任
署長	50代	男	戒告	管理監督責任

・処分年月日

令和7年12月5日

・消防長のコメント

市民の生命、身体、財産を守る消防職員がこのような悪質な行為を行ったことは許しがたく、職員全体の信用を失墜させ、消防行政に対する市民の信頼を大きく損ねたことを深くお詫びするとともに、今回の事案を厳粛に受け止め、今一度職員一人ひとりが公務員としての自覚を強く持ち、より一層、法令順守及び綱紀粛正の徹底を図り、市民の信頼回復に努めてまいります。

令和7年12月5日